

## 民生児童委員とは



### 地域の民生児童委員（民生員・児童委員）を知っていますか？



- ➡ 住民みなさんの相談にのり、橋渡しをします。  
例えば、行政の各課、社会福祉協議会、包括支援センター、学校、福祉施設、医療機関、NPO 法人など、地域の信頼できる援助者へおつなぎします。
- ➡ みなさんに必要な情報提供をします。  
日ごろから、各機関との連絡会議や研修などを通して、様々な情報を集めています。必要に応じて、みなさんにそれらの情報をお届けします。
- ➡ 秘密を守ります。みなさんの状況や、相談いただいた内容については、守秘義務があります。



### 活動内容は・・・みなさんを見守ってつなぐ存在です



- ➡ 地域住民みなさんの心配ごとなどの相談
- ➡ 一人暮らしの高齢者のみなさんの定期的な見守りや相談
- ➡ 高齢者・障がい者・お子さんのいる家庭の見守りや相談
- ➡ 子どもたちの安全を見守る活動
- ➡ 行政などの公的機関からの要請による調査・情報提供などの活動
- ➡ 災害時に支援が必要な方々の事前調査や、いざというとき各機関や住民と連携した連絡・支援



### 立場は・・・頼れる身近な応援者でありたい



- ➡ 民生委員は民生委員法で、児童委員は児童福祉法で規定され、民生委員は児童委員を兼ねています。
- ➡ 児童福祉について専門的に担当する「主任児童委員」がいます。お子さんのいるご家庭の相談に乗ったり、区域担当の民生児童委員と協力して学校や関係機関との橋渡しをします。
- ➡ 民生児童委員は、地域住民みなさんと、信頼関係を築きながら気軽に相談できる身近な存在となることを目指しています。